

骨子案

印西市障がい者プラン

第6次障害者基本計画

第8期障害福祉計画

第4期障害児福祉計画

2027（令和9）年度～2029（令和11）年度

2027（令和9）年3月

印西市

はじめに

市長挨拶文

令和9年3月

印西市長 藤代 健吾

目 次

第1章 総論	
1. 計画策定にあたって	
(1) 計画策定の背景	
(2) 障がい福祉をめぐる国等の動き	
(3) 計画の位置づけと期間	
(4) 策定体制	
2. 印西市の障がい福祉を取り巻く現状と課題	
(1) 障がいのある人の概況	
(2) 障害福祉サービスをめぐる状況	
(3) 現状と課題	
3. 計画の基本理念及び施策の展開	
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 計画の体系	
4. 計画の推進体制	
(1) 計画の評価・見直し	
(2) S D G s の理念の共有	
 第2章 各論Ⅰ 障害者基本計画	
施策の体系	
3つの重点施策	
施策の展開	
基本目標1 誰もが健やかに成長できるまちづくり	
基本目標2 誰にも居場所があり、生きがいを持てるまちづくり	
基本目標3 誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくり	
 第3章 各論Ⅱ 障害福祉計画・障害児福祉計画	
施策の体系	
1. 国の基本指針に基づく成果目標の設定	
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	

- (5) 地域生活支援の充実.....
- (6) 相談支援体制の充実・強化等.....
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....
- 2. 障害福祉サービス等の見込量.....
- 3. 障害児福祉サービス等の見込量.....
- 4. 地域生活支援事業等の見込量.....

資料編.....

- 1. 計画策定関係.....
 - (1) 策定委員会設置要綱.....
 - (2) 策定委員名簿.....
 - (3) 策定過程.....
- 2. 計画策定のための基礎調査等の概要.....
- 3. 用語解説.....

—「障がい」の表記について—

印西市では「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」などの法令や、「障害者手帳」といった固有名詞、法定の福祉サービスの名称、団体名等は漢字の「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第 1 章

総論

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

全国の自治体の中でも高い人口増加率が続いた印西市では、障がいのある人を対象とした福祉サービスへのニーズが広がっています。子育て世代の流入が増えたことは、発達に特性のあるこどもをサポートする児童発達支援や放課後等デイサービスのニーズの拡大、小中学校における特別支援学級の増加など、大きな変化をもたらしています。一方、千葉ニュータウン地区も含め、市全体で高齢化が進んでいます。障がいのある子と同居している親が高齢化し、家庭内でのサポートが難しくなるケースが増えると予想されることから、「親亡き後」を見据えた様々な支援体制の構築が求められています。

近年の国の動向では、2024（令和6）年4月に施行された改正障害者差別解消法は、民間事業者を含め、サービスなどの利用時に障がいのある人に対する「合理的配慮」を行うことが義務化されました。また、障害者雇用促進法は改正を重ね、企業等での障害者雇用率が引き上げられる中、社会全体の人手不足も重なり、障がいのある人の就労への参加拡大が期待されています。

障がいは、障がい者自身に存在するのではなく、様々なサービスの利用や就労を阻む社会の中にこそ障がいが存在するのだという、「障がいの社会モデル」に基づいて考え、行動していくことが求められています。障がいのある人が、職場や地域で社会参加するのが当たり前だという共生社会の理念の浸透も必要です。

2021（令和3）年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されています。医療的ケア児本人のみならず、家族の就労を含めた生活面に大きな負担が生じており、地域支援体制の確立が大きな課題です。

聴覚に障がいのある人のためのスポーツの国際的祭典「デフリンピック」は2025（令和7）年11月、日本で初めて東京で開催されました。手話への関心の高まりなど大きな注目を集めました。同年施行の「手話施策推進法」の理念を実現していくことが求められます。

こうした中、2026（令和8）年度に「印西市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、本市及び社会情勢の変化を踏まえた上で、次期計画の検討を進めてきました。この度、基本理念「どんな障がいがあっても、ずっと安心して暮らせるまち」を新たに掲げ、2027（令和9）年度から2029（令和11）年度を計画期間とする「印西市障がい者プラン」を策定しました。

(2) 障がい福祉をめぐる国等の動き

■近年の障がい福祉に関する動向

年度	主な制度・法律	概要
2021 年 (令和 3)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止のための施策を推進
	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行	車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適切な利用を推進
2022 年 (令和 4)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
2023 年 (令和 5)	第 5 次障害者基本計画の開始	2027 年（令和 9）までの政府が講ずる障害者施策の基本的な計画
	こども家庭庁発足	「こどもまんなか社会」を目指すための政府の司令塔機能を有す
2024 年 (令和 6)	【改正】障害者総合支援法の施行	障害者等の地域生活の支援体制の充実、就労選択支援の創設
	【改正】児童福祉法の施行	障害児入所施設への 22 歳までの入所継続を可能とする
	【改正】障害者雇用促進法の施行	民間企業の障害者雇用率を 2.5%に引き上げ（従業員 40 人以上で 1 人以上の障害者を雇用）
	【改正】障害者差別解消法の施行	民間事業者による合理的配慮の提供を義務付け
2025 年 (令和 7)	手話施策推進法の施行	手話を言語その他の重要な意思疎通のための手段と位置づけ、施策を総合的に推進

(3) 計画の位置づけと期間

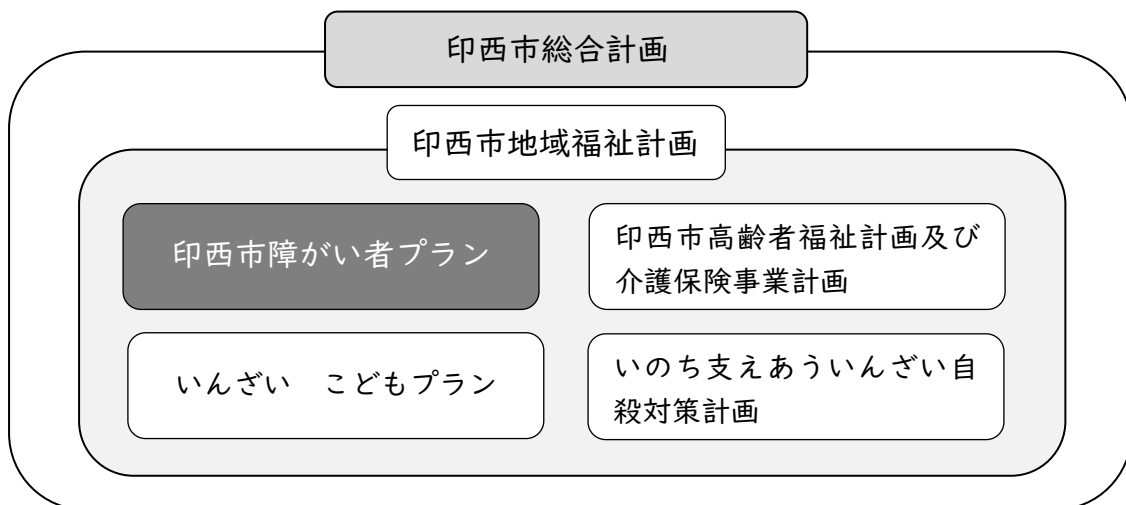
①根拠法令

印西市障がい者プランは、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

計画名	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
概要	障がい者の自立及び社会参加の支援等を行うため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的とした理念や方針、施策・事業を定める計画です。	計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量、提供体制を定める計画です。	計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量や提供体制を定める計画です。

②本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」との整合を図り、策定しています。また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい こどもプラン（こども計画）」等との整合・連携を図っていくものとしします。



③計画の期間

本計画は令和9年度～令和11年度の3年間を対象期間とします。

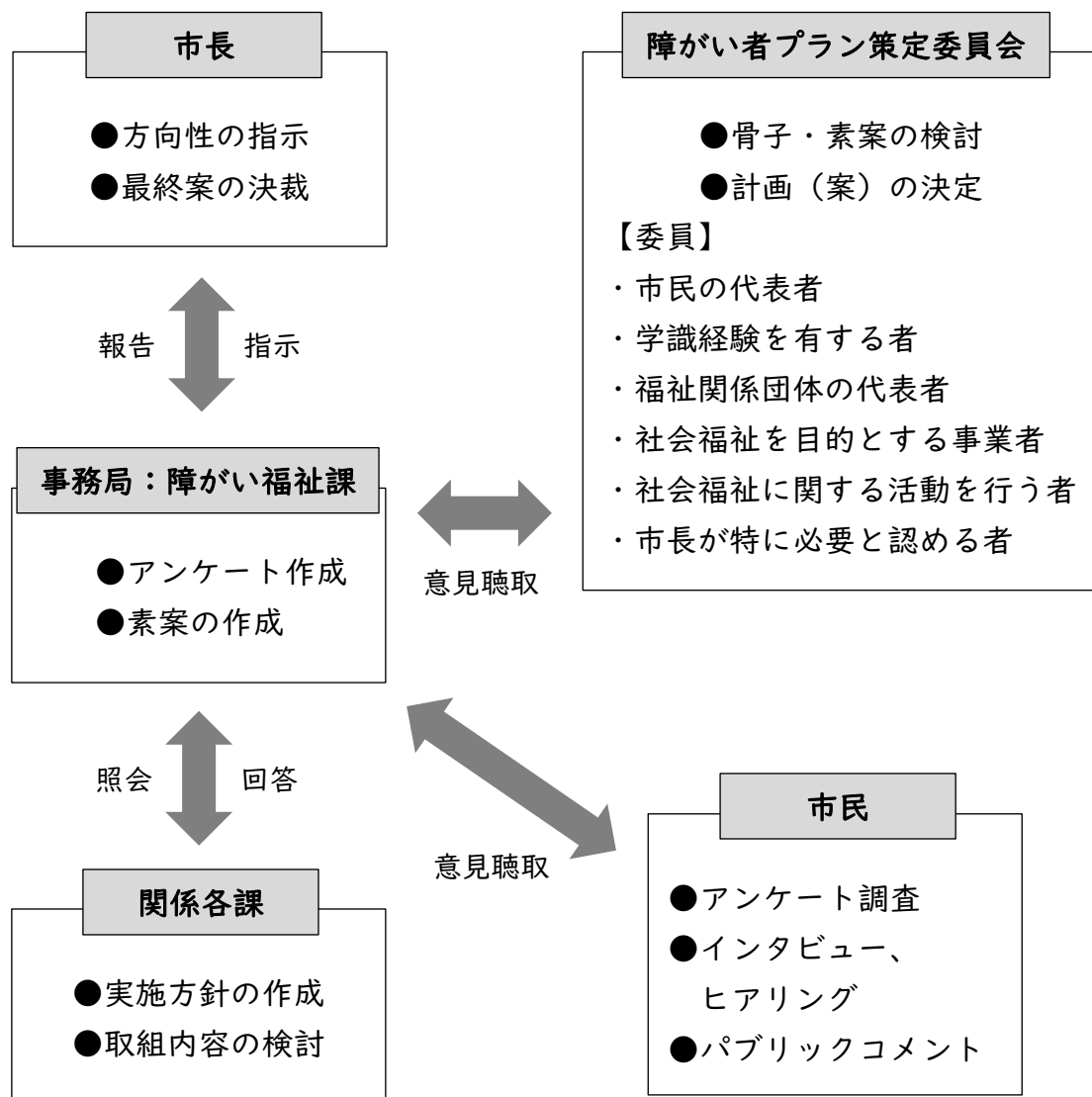
計画主体	計画名称		2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度	2031 (R13) 年度
国	・ 障害者基本計画		第5次		第6次			
	・ 障害福祉計画 (基本指針)		第7期	第8期			第9期	
	・ 障害児福祉計画 (基本指針)		第3期	第4期			第5期	
千葉県	・ 障害者計画		第8次	第9次			第10次	
	・ 障害福祉計画		第7期	第8期			第9期	
	・ 障害児福祉計画		第3期	第4期			第5期	
印西市	総合計画	基本構想	～2030(R12)年度					第6次
		基本計画						
			第2次～2030(R12)年度					第6次
	印西市障がい者プラン		第5次	第6次			第7次	
	・ 障害者基本計画							
	・ 障害福祉計画		第7期	第8期			第9期	
	・ 障害児福祉計画		第3期	第4期			第5期	
	印西市地域福祉計画		第5次					第6次
	印西市高齢者福祉計画 及び 介護保険事業計画		第9期	第10期			第11期	
	いんざい こどもプラン		第3期					第4期

(4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、「障がい者プラン策定委員会」から意見を聴取するとともに、庁内関係各課の取組の照会、障害者手帳所持者を含む市民へのアンケート調査、当事者等へのインタビューやヒアリングを行いました。また、計画案に対して広く意見を募るパブリックコメントを実施しました。

市の経営層（市長、副市長）は計画策定の初期から関わり、方向性について指示をするとともに、事務局から進捗状況の報告を受け、策定の各段階において内容の確認を行ってきました。

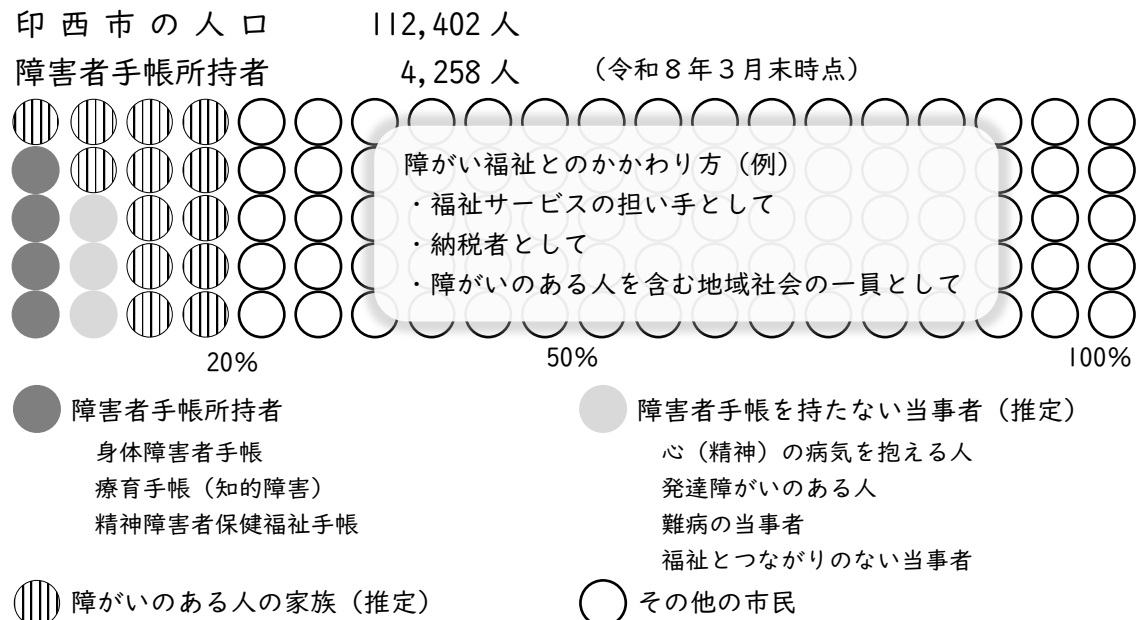
最終的に、経営層の決裁により、本計画が策定されております。



2. 印西市の障がい福祉を取り巻く現状と課題

(1) 障がいのある人の概況

市の人口に占める障がいのある人の割合



2025 年度 (令和 7 年度) 末時点の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計は 4,258 人で、市の人口の 3.8% となっています。4~5% の自治体が多い中、市の障害者手帳所持者の割合はやや低い状況です。

一方、障がい福祉の対象となる人は、障害者手帳の所持者だけではありません。精神的な不調により、自立支援医療 (精神通院) を利用している人の合計は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を上回ります。

発達に特性や遅れがあり、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するこどもの多くは、障害者手帳 (療育手帳) を所持していません。

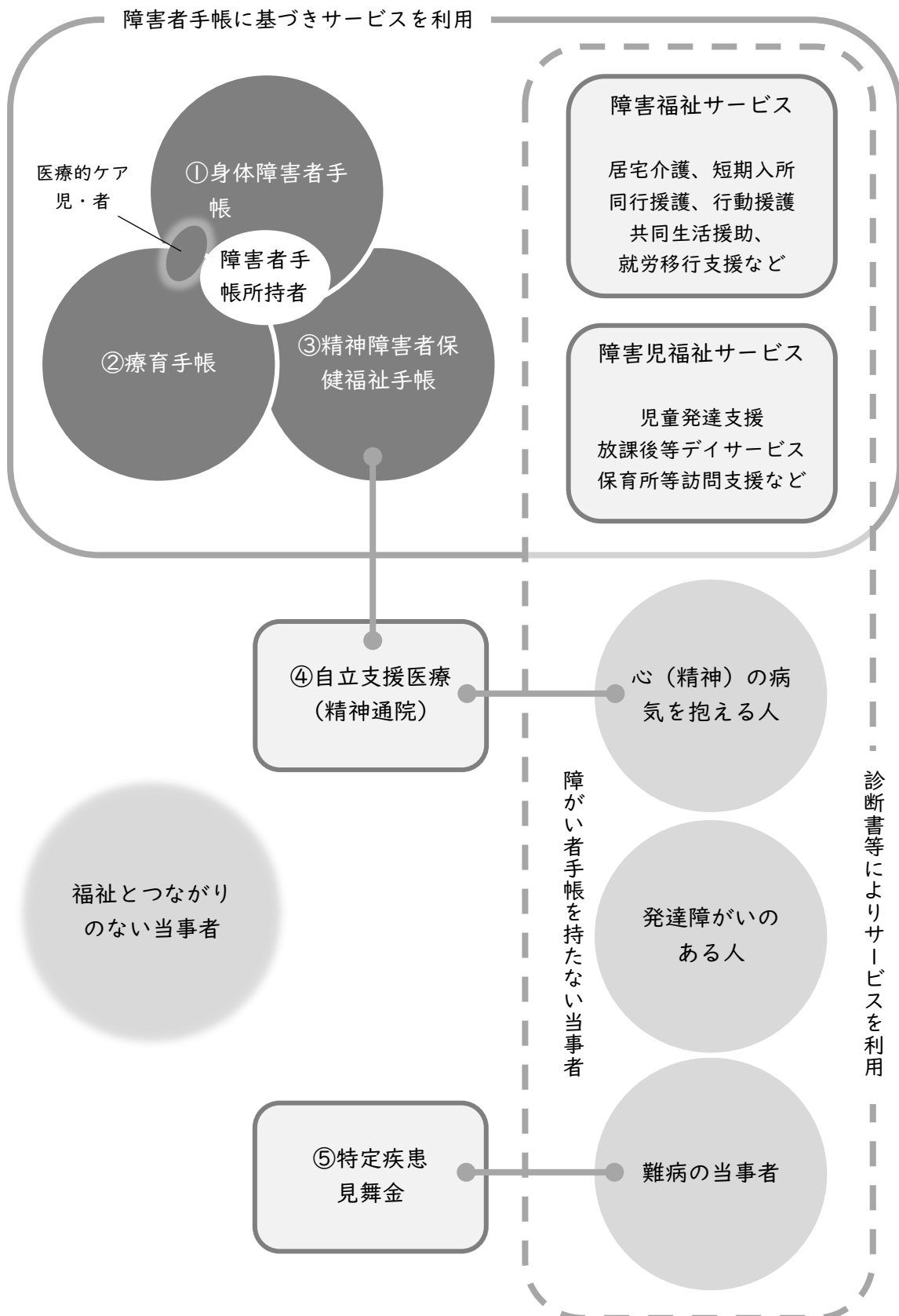
国指定の難病を患う人の中には、障害者手帳の対象とならない人がいます。

何らかの障がいや生きづらさを抱えていても、福祉とつながっていない人 (どこにも相談していない人やひきこもりの人等) が存在します。

障害者手帳を持たない当事者を含めると、障がいが原因で暮らしにくさを抱えている人は、人口の 5~7% に上る可能性があります。

また、障がい福祉は、当事者だけではなく、障がいのある人の介助や付き添いなどを担っている家族の支援も目的としています。障がいのある人が 3 人世帯と換算すると、市の人口の約 20% が当事者とその家族であると考えられます。

障がいのある人をめぐるイメージ



①身体障害者手帳

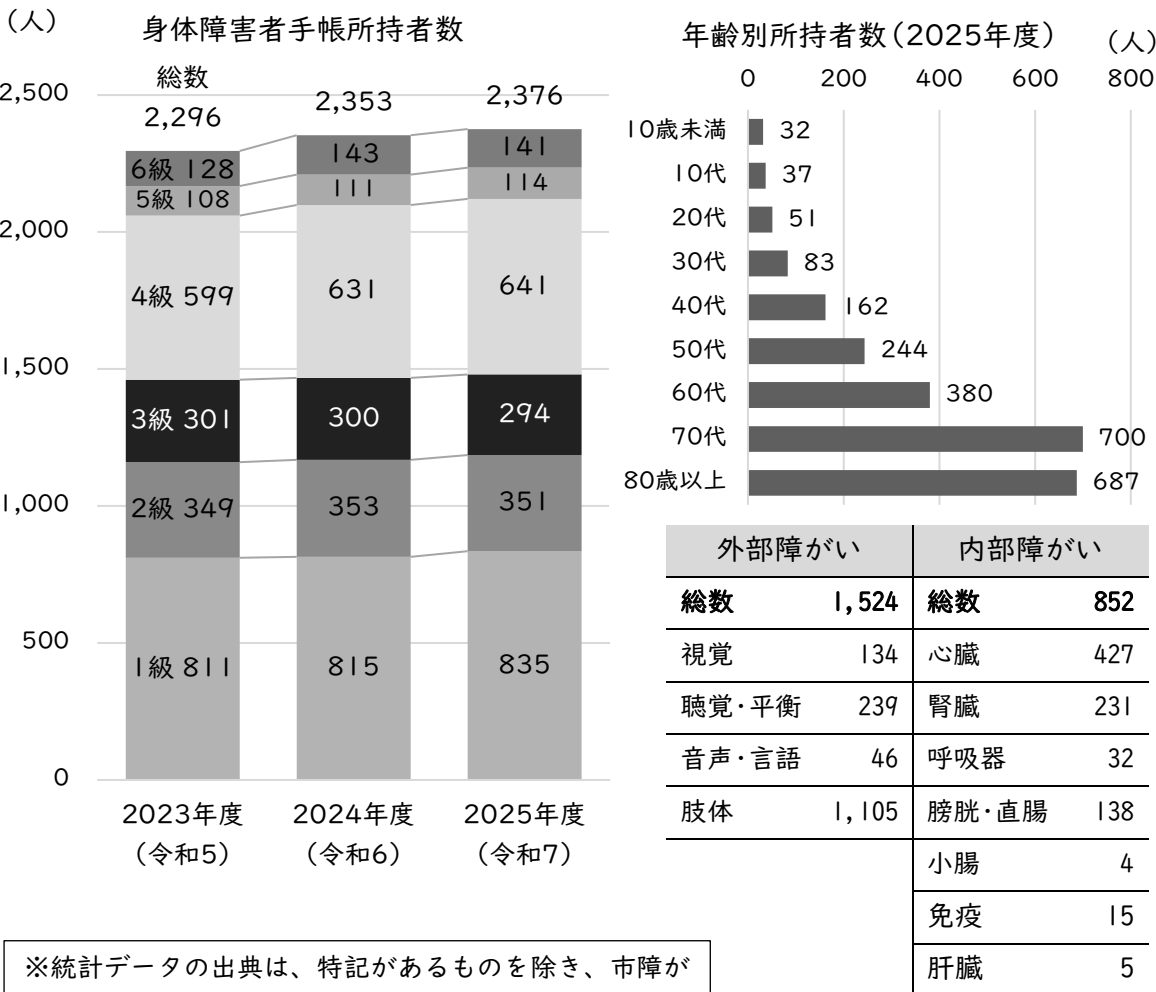
身体障害者手帳の所持者数は増加を続けており、2025（令和7）年度は2,376人となっています。1級及び2級の重度の人が約5割を占めています。

▼年齢及び障がいの種別

年齢別では70歳以上が約6割を占めています。障がいの種別では肢体不自由が最も多く、5割近くを占めています。外見からでは障がいの有無がわかりづらい内部障がいの人も4割程度に上っています。

▼医療的ケア児・者

病気や障がいにより、日常生活や社会生活を送るために、医療的なサポートを必要とする人もいます。18歳未満の医療的ケア児は、2025年（令和7年度）時点で20人把握されています。



※統計データの出典は、特記があるものを除き、市障がい福祉課（いずれも各年度末時点）となります。

②療育手帳

知的障がいのある人に交付される療育手帳の所持者数は増加を続けており、2025（令和7）年度は848人となっています。2023（令和5）年度と比較すると14%増となりました。

▼障がいの程度

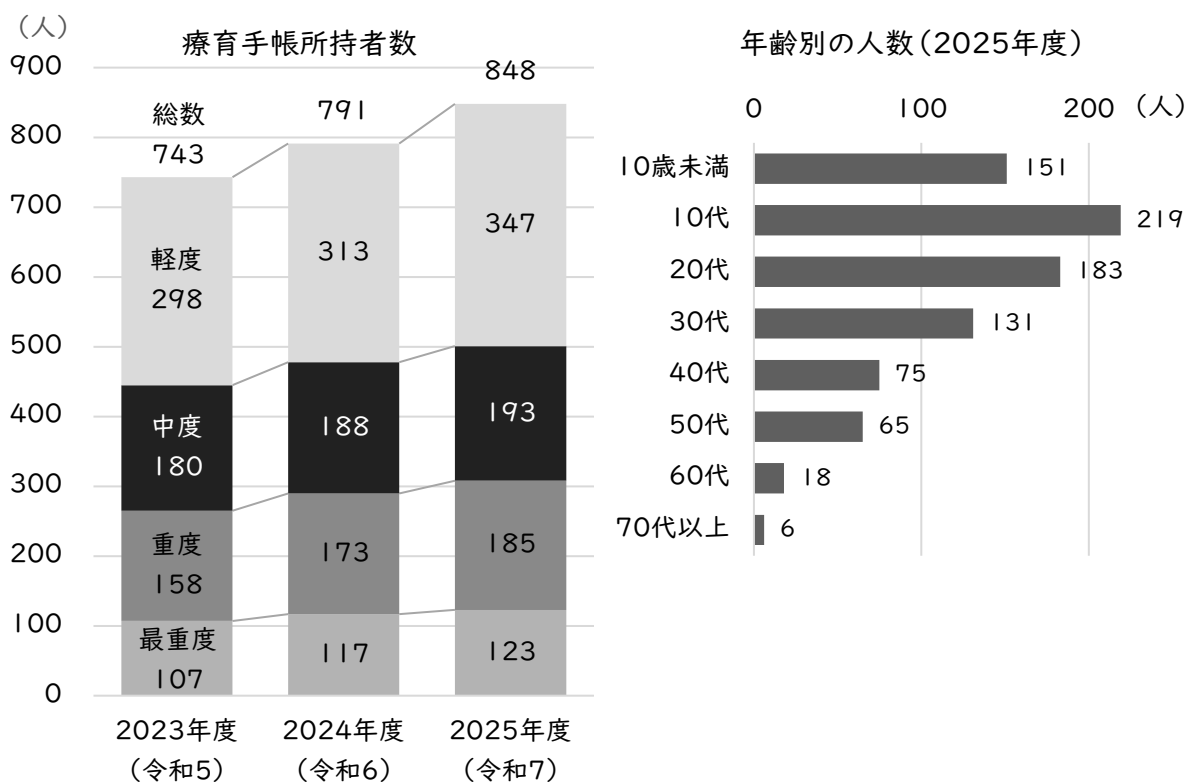
療育手帳は4つのランクがあり、「㊤（Aの丸囲み）最重度」、「A 重度」「B-1 中度」「B-2 軽度」に別れています。軽度の人が全体の約4割を占めており、増加数も多くなっています。

▼年齢別

所持者の年齢は若年層が多く、20代までが全体の65%を占めています。

▼発達障がいの人

自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの発達障がい的人是、知的障がいを伴う場合は療育手帳の対象となり、そうでない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得するケースがあります。軽度の発達障がい的人是、障害者手帳の対象とならない人も多くいます。



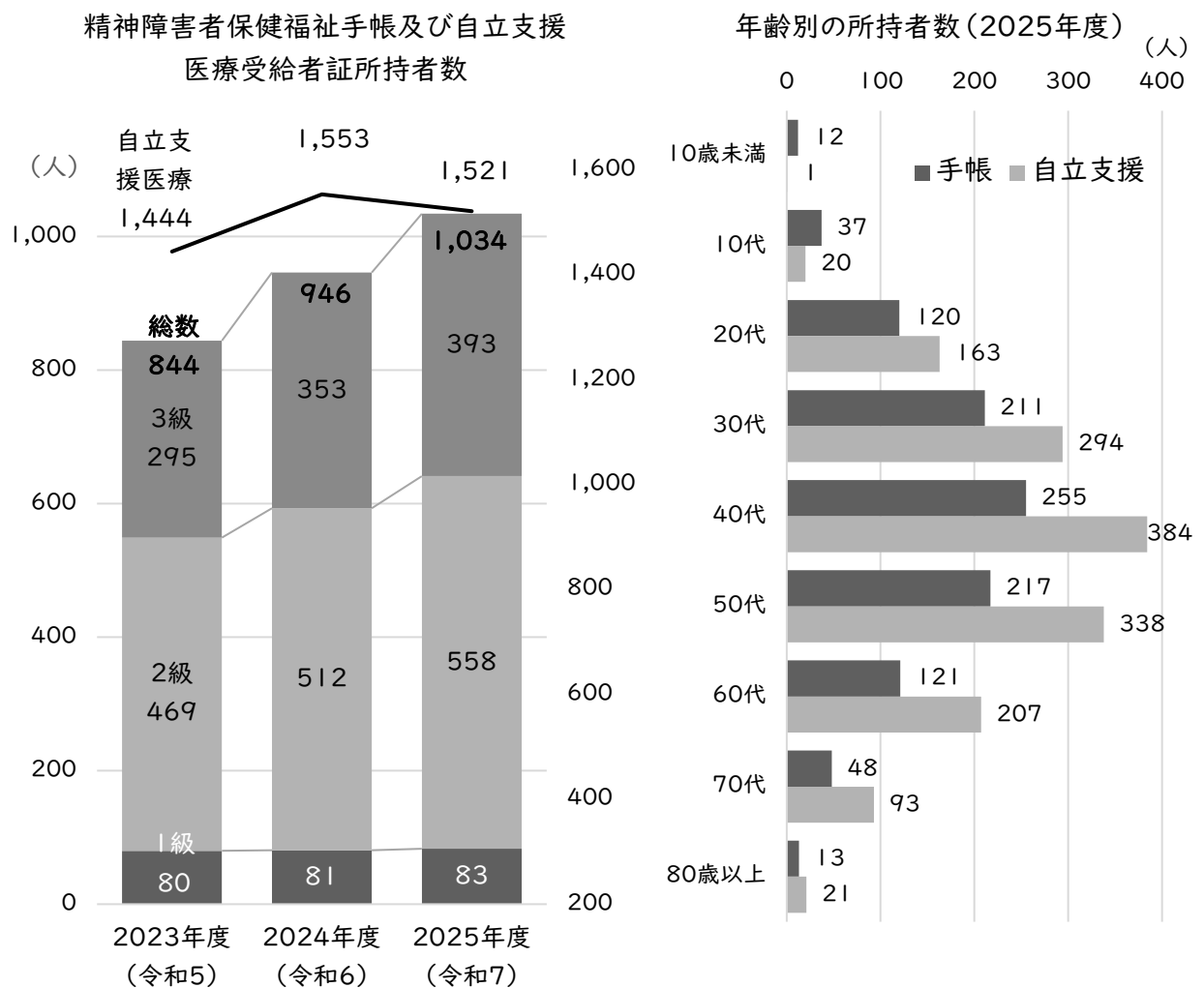
③精神障害者保健福祉手帳及び④自立支援医療（精神通院）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2025（令和7）年度は1,034人となり、2023（令和5）年度から22%増となりました。障害者手帳の種別では最も増加数が大きくなっています。

自立支援医療（精神通院）制度は、指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の自己負担が1割になる制度です。受給者数は2025（令和7）年度で1,521人となり、精神障害者保健福祉手帳の合計を上回ります。

▼年齢別

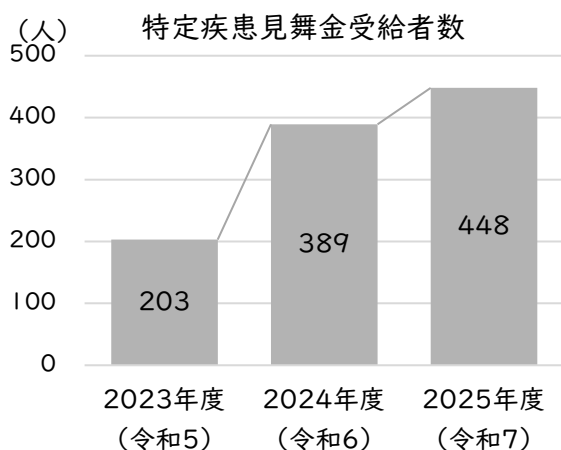
年齢別では、30代～50代の割合が高くなっています。就労を継続しながら通院する人も多く存在します。



⑤難病の当事者（特定疾患見舞金受給者）

特定疾患見舞金は、難病や小児慢性疾患等の患者で、千葉県発行の医療受給者証を所持している人に支給されます。2024（令和6）年度に制度が改正され、通院や入院が月2日以上ない場合でも、年額1万円が支給されるようになり、対象者が拡大しています。

難病等の人で、一定の疾病に該当する場合は、障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービス等を利用することができます。

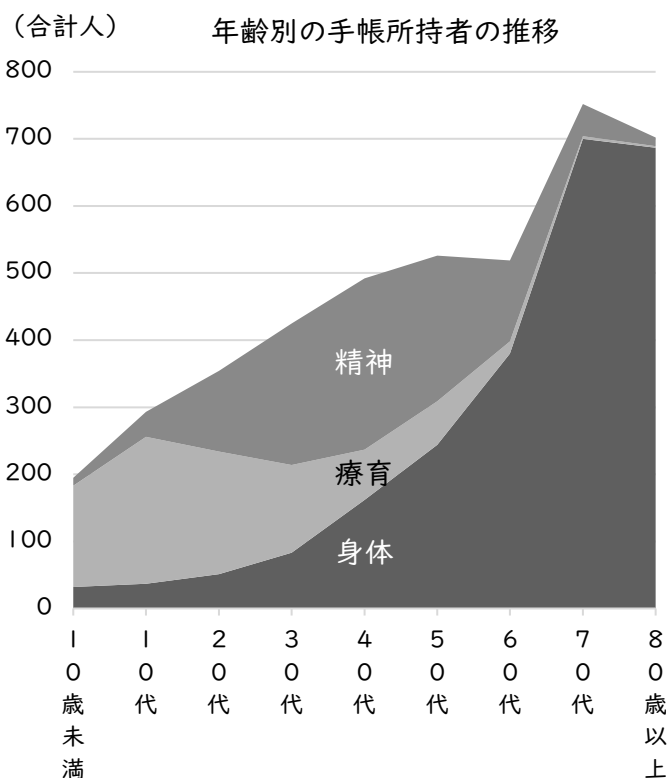


▼支給内容

- ① 2日以上の通院・入院がある月
…月額5,000円
- ② 15日以上入院がある月
…月額10,000円
- ③ ①と②に該当する月がない場合
…年額10,000円

【参考】

障害者手帳の種別と年代別の人数を表すと、右図のようになります。障害者手帳所持者のうち、20代までの若年層は療育手帳（知的障がい）の構成割合が高くなっています。30～40代で精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しており、就労や家庭生活等を背景に心身のバランスを崩す人が多いことをうかがわせます。身体障害者手帳は40代以降で大きく増加しており、加齢や病気等の影響で障がいが残った人が増えるためと考えられます。



⑥アンケートに見る障害者手帳所持者が抱える不安

18歳以上では、病気や障がいの悪化についての不安を抱える人が多くなっています。知的障がいでは、見守る人がいなくなることへの不安が多く、「親亡き後」の生活への懸念などが背景にあると考えられます。

18歳未満では、療育の利用機会の不足や同級生等との人間関係を不安にあげる割合が高くなっています。

▼現在または将来に対して不安や心配に感じていること（複数回答）

【18歳以上】	(%)	障がい種別				年齢別					
回答者属性	全体	身体	知的	精神	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	
回答者数	1601	1054	192	393	137	157	188	194	237	666	
病気や障がいの悪化	60.0	65.0	35.4	59.5	40.1	47.8	59.0	62.9	70.9	62.9	
現在の住まいに住み続けられない ／将来の住まいが見つからない	13.4	9.2	19.3	22.9	19.0	24.2	16.5	18.0	13.9	7.1	
仕事なくなること／仕事が続け られないこと	15.5	9.0	17.7	32.1	27.0	29.9	34.0	23.7	13.1	3.0	
収入や生計の維持、財産の管理	34.7	26.8	38.0	53.9	47.4	49.0	53.2	43.8	38.0	20.1	
(家族など)見守る人がいなくなる こと	35.2	29.2	71.9	35.6	57.7	45.2	45.2	36.6	30.0	27.2	
災害時の対応	21.4	27.0	15.6	9.9	10.9	14.0	9.6	17.5	20.7	30.3	
周囲の人との人間関係	11.8	6.4	21.4	22.9	27.7	18.5	17.6	11.3	11.8	5.4	

【18歳未満】	(%)	障がい種別				年齢別				学校別	
回答者属性	全体	身体	知的	精神	～5	6～11	12～14	15～	支援級	特支	
回答者数	203	34	168	13	36	82	39	44	72	64	
子どもの病気や障がいの悪化	30.0	50.0	25.6	30.8	27.8	29.3	33.3	29.5	22.2	32.8	
通園・通学・通所先で障がいに応じた十分な支援を受けられない	22.2	26.5	23.2	15.4	41.7	20.7	17.9	13.6	22.2	14.1	
障がいの状況に応じた専門的な療育を受けられる場所・機会が少ない	37.9	41.2	38.1	46.2	55.6	43.9	38.5	13.6	34.7	34.4	
障害児施設以外に利用できる放課後、休日等の活動場所が少ない	27.6	14.7	29.8	23.1	36.1	34.1	23.1	13.6	29.2	26.6	
相談できる場所が少ない	16.3	11.8	16.7	30.8	5.6	13.4	15.4	27.3	16.7	25.0	
障がいのある人に対する周囲の理解不足	34.5	29.4	35.7	46.2	19.4	37.8	38.5	38.6	36.1	40.6	
災害時における避難	18.2	32.4	17.3	15.4	16.7	17.1	15.4	25.0	6.9	35.9	
同級生や友人との人間関係	35.0	20.6	34.5	46.2	36.1	34.1	46.2	25.0	51.4	10.9	

支援級：小中学校の特別支援学級 特支：県立の特別支援学校（小・中・高）

※アンケート調査概要は「資料編」に掲載しているほか、「印西市 障がい福祉に関するアンケート調査 結果報告書」を市ホームページに掲載しています。

(2) 障害福祉サービスをめぐる状況

①障害福祉サービスの支給決定者数（主に18歳以上）

障害福祉サービスの支給決定者数は増加を続けています。就労系サービス（就労移行支援等）や居住支援・施設系サービス（グループホーム等）の支給決定者数は、3年間で約30%増となりました。

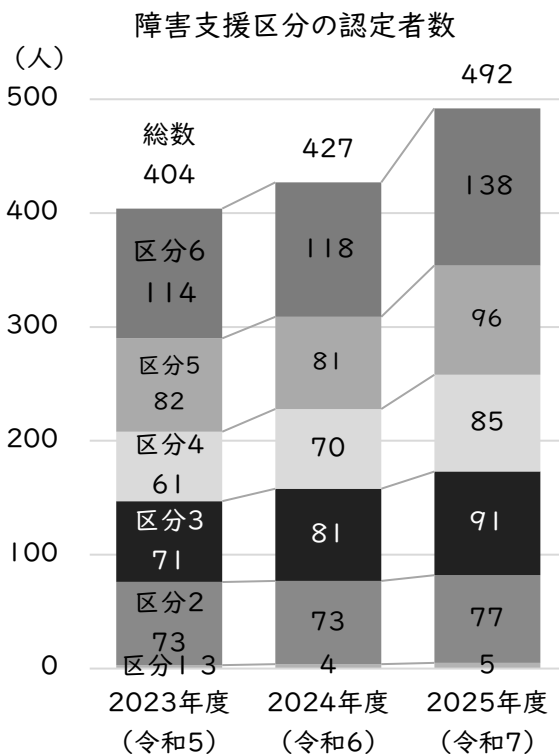
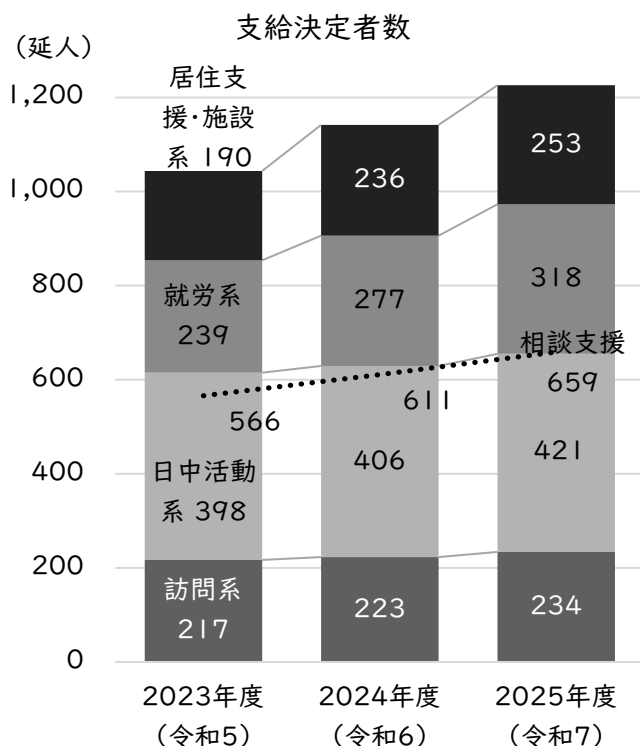
▼障がい種別

支給決定者を障がい種別に見ると、おおよそ、身体障がい2割、知的障がい4割、精神障がい4割となります。

▼障害支援区分

障害支援区分は、障害福祉サービスの利用にあたり、本人の心身の状態を踏まえ、必要とされる支援の度合いを判定するものです。最も支援の度合いが高い区分6の認定者数は3年間で21%増となり、複数のサービスを組み合わせて利用し、支給量も多い人が増えています。

サービス実利用 人数の推移	
2023年度	638人
2024年度	693人
2025年度	753人



②市内の障害福祉サービス事業所数

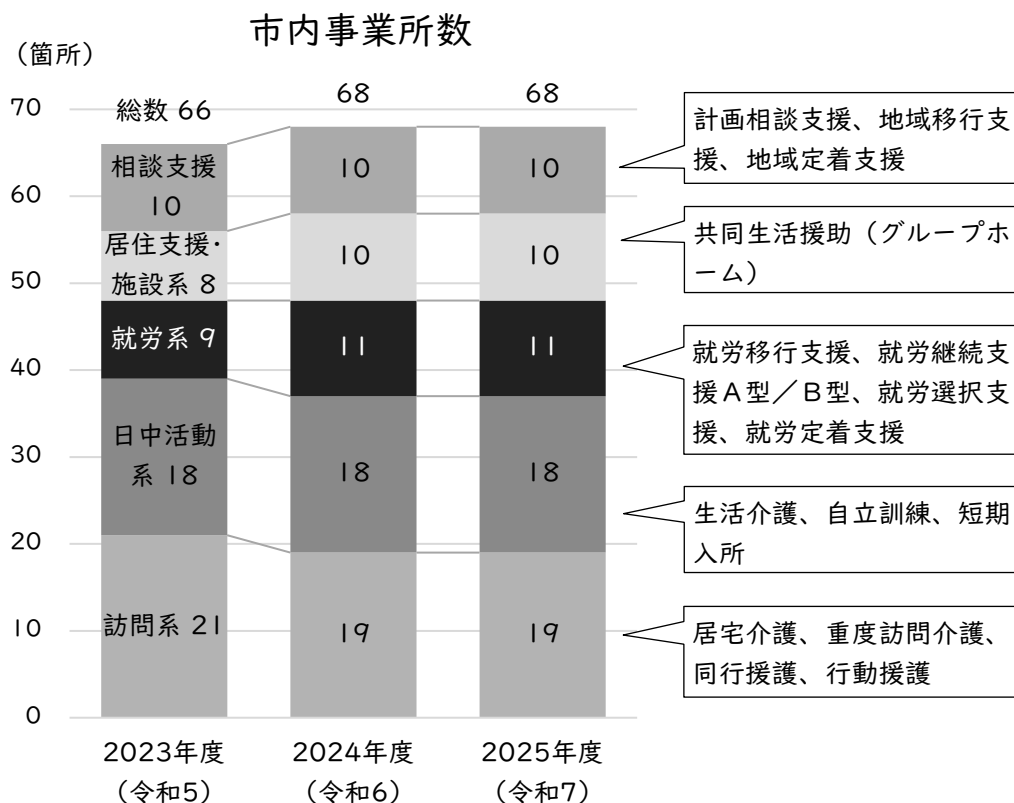
障害福祉サービスの担い手となる市内の事業所数は横ばいで推移しています。サービスの支給決定者数（利用者数）は増えているため、事業所の不足感が強まっています。

▼近隣市との比較

近隣市と人口比の事業所数を比較すると、全てのサービスのカテゴリで市内の事業所数は少ない状況です（次ページ表参照）。就労系サービスでは、市内では選択肢が限られることから、近隣市の事業所に通所する人も目立ちます。

▼グループホーム

市内のグループホームの開設数は増加しており、2020年度～2025年度にかけて開設数・定員が約4割伸びています。しかし、近隣市と比べると、開設数・定員ともに少ない状況です。また、新規開設されたグループホームの多くは、障がいの程度が軽い人を対象としており、障がいの重たい人の受け入れ先は限られているのが実状です。



▼近隣市の 15～64 歳人口 1 万人あたりの事業所数

	成田市	佐倉市	白井市	我孫子市	4 市平均	印西市
人口	86,100	95,185	36,982	77,876	—	65,810
訪問系	5.5/47 者      	5.5/52 者      	4.1/15 者     	4.8/37 者     	4.9     	2.9/19 者   
日中活動系	3.1/27 者    	2.4/23 者   	2.2/8 者   	2.8/22 者   	2.6   	2.7/18 者   
就労系	2.3/20 者   	4.0/38 者      	3.2/12 者     	3.6/28 者     	3.3     	1.7/11 者   
施設系 居住支援・	1.9/16 者  	3.5/33 者     	1.1/4 者  	3.3/26 者     	2.5   	1.5/10 者   
相談支援	2.3/20 者   	2.2/21 者    	3.8/14 者       	2.3/18 者    	2.7    	1.5/10 者    

▼グループホーム開設数と人口 1,000 人あたりの定員

開設	52 カ所	73 カ所	15 カ所	57 カ所	—	38 カ所
定員	284 人	379 人	72 人	363 人	—	183 人
定員 人口千人あたりの	3.3 人    	4.0 人       	1.9 人   	4.7 人       	3.5 人    	2.8 人    

※人口は令和 7 年 4 月 1 日、事業所数は令和 8 年 3 月 31 日時点（休止中を除く）出典：千葉県

③障害児福祉サービスの支給決定者数（18歳未満）

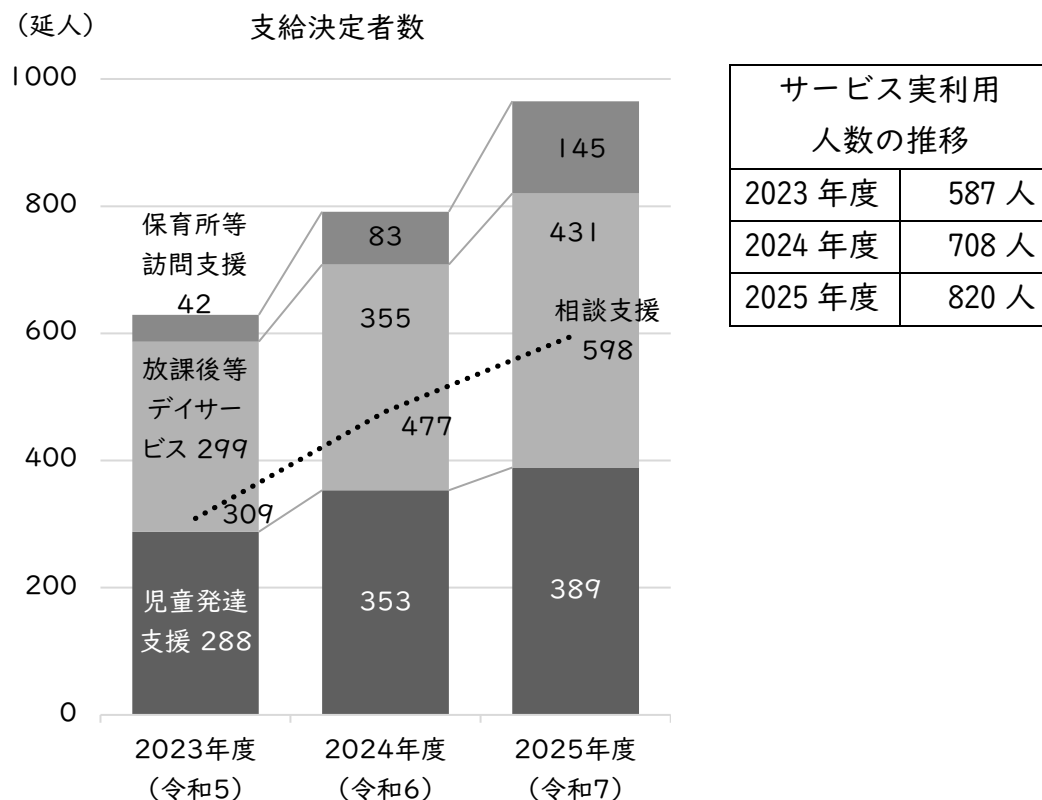
発達に特性や遅れのあるこどもに療育を行う障害児通所サービスの支給決定者数は増加しています。サービス利用者の実人数は、3年間で40%増となっています。

▼サービス種別

全てのサービスで支給決定者数が増加しています。3年間で児童発達支援は35%、放課後等デイサービスは44%増となりました。保育所等訪問支援、相談支援も大きく増加しています。

▼障がいの程度

サービス利用者のうち、障害者手帳（療育手帳）の所持者は全体の4割程度にとどまり、半数以上は発達の遅れが軽度のこどもとなっています。



④市内の障害児福祉サービス事業所数

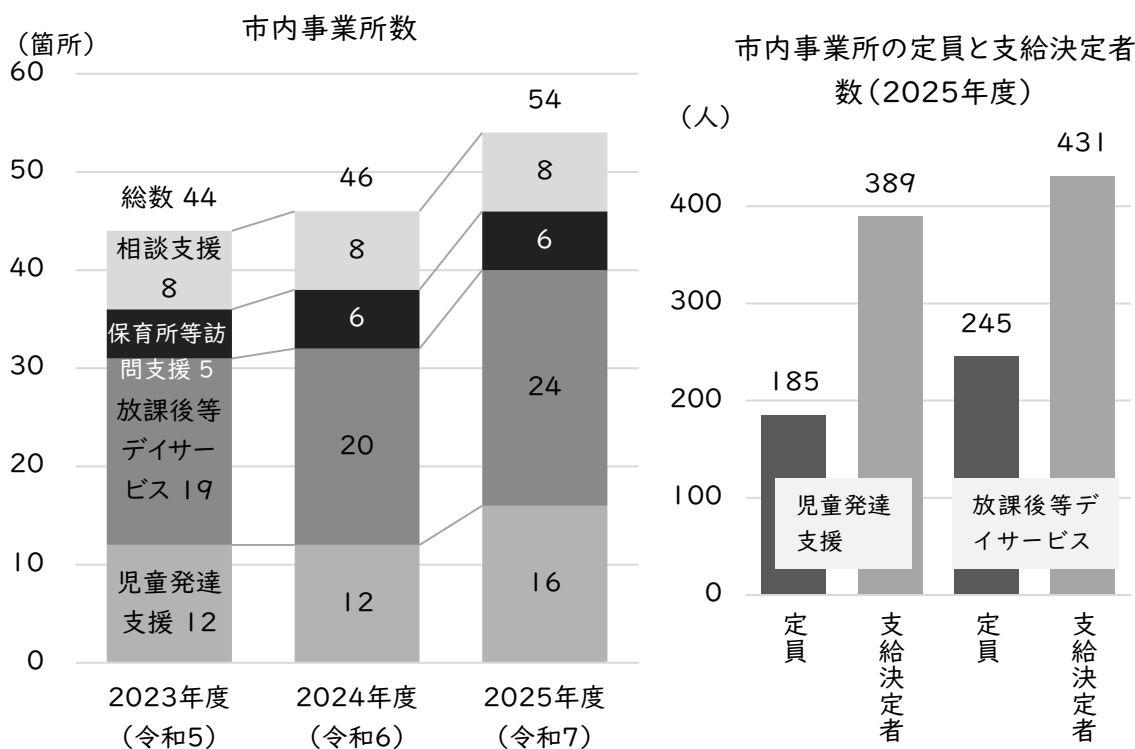
児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所数は増加傾向にありますが、支給決定者数の伸び率が高く、不足感が強まっています。

▼定員の状況

支給決定者（保護者）からは、「希望する事業所の定員がいっぱいで利用できない」「空きのある事業所を見つけるのが大変」という声が寄せられています。市内事業所の定員と支給決定者数を比較すると下図のようになります。支給決定者全員が同日に利用を希望したと仮定すると、定員を大きく上回る状況です。そのため、特に児童発達支援では、市外の事業所を利用する人が多くなっています。

▼近隣市との比較

15歳未満人口あたりの事業所数について、近隣市と比較（次ページ表参照）すると、印西市は最もこどもの数が多いものの、市内の事業所数は近隣市の平均を下回っています。



▼近隣市の15歳未満人口1,000人あたりの
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数

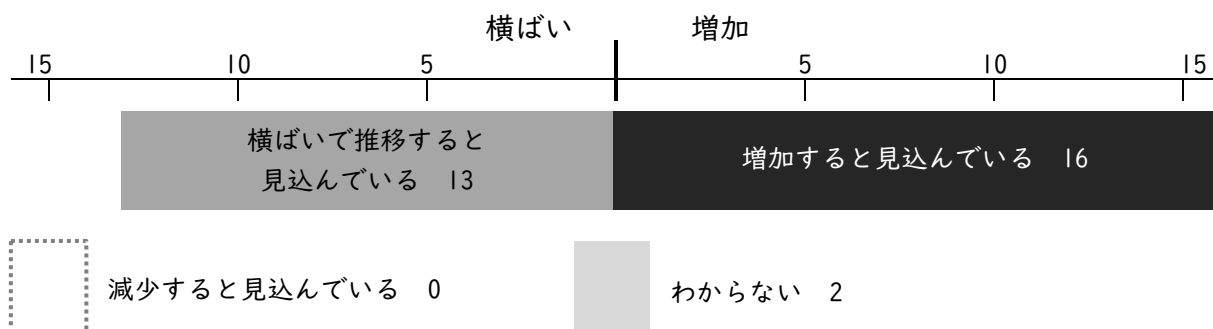
	人口	事業所数	人口1,000人当たりの事業所数
成田市	14,858	46	3.1    
佐倉市	16,674	53	3.2    
白井市	7,074	19	2.7   
我孫子市	13,018	53	4.1     
4市平均	—	—	3.3    
印西市	18,435	40	2.2   

人口は令和7年4月1日、事業所数は令和8年3月31日時点（休止中を除く）出典：千葉県

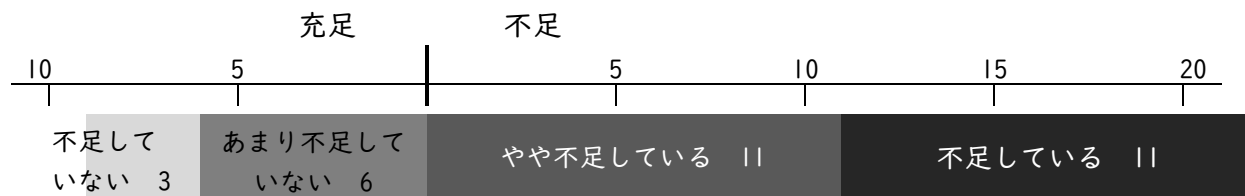
⑤ アンケートに見る障害福祉サービス事業所の人手不足の状況

障害福祉サービスの利用者が増加する中、事業所の人手不足が進んでいます。市内の事業所を対象としたアンケート（回答数：31）では、今後もサービス利用者の増加を見込む事業所が大半となる一方、担い手となる人員は不足しています。今後、サービス提供への影響が拡大することが懸念されています。

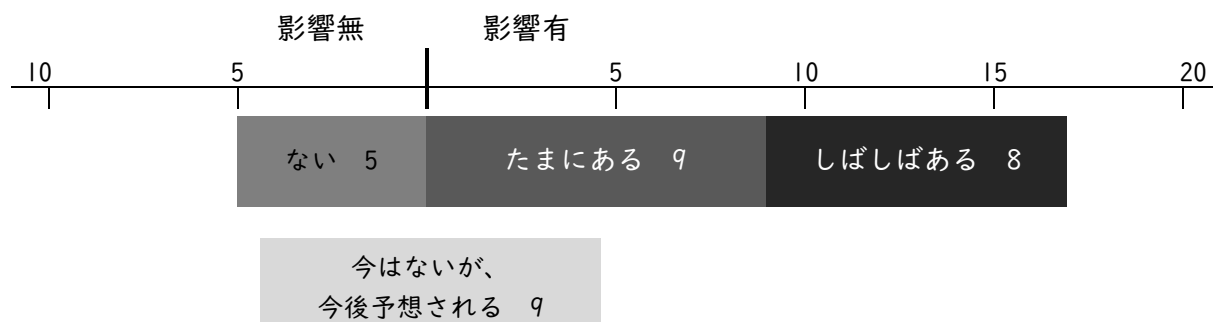
⑤-1 今後3年間のサービス利用人数の見込



⑤-2 事業所における人員の充足度

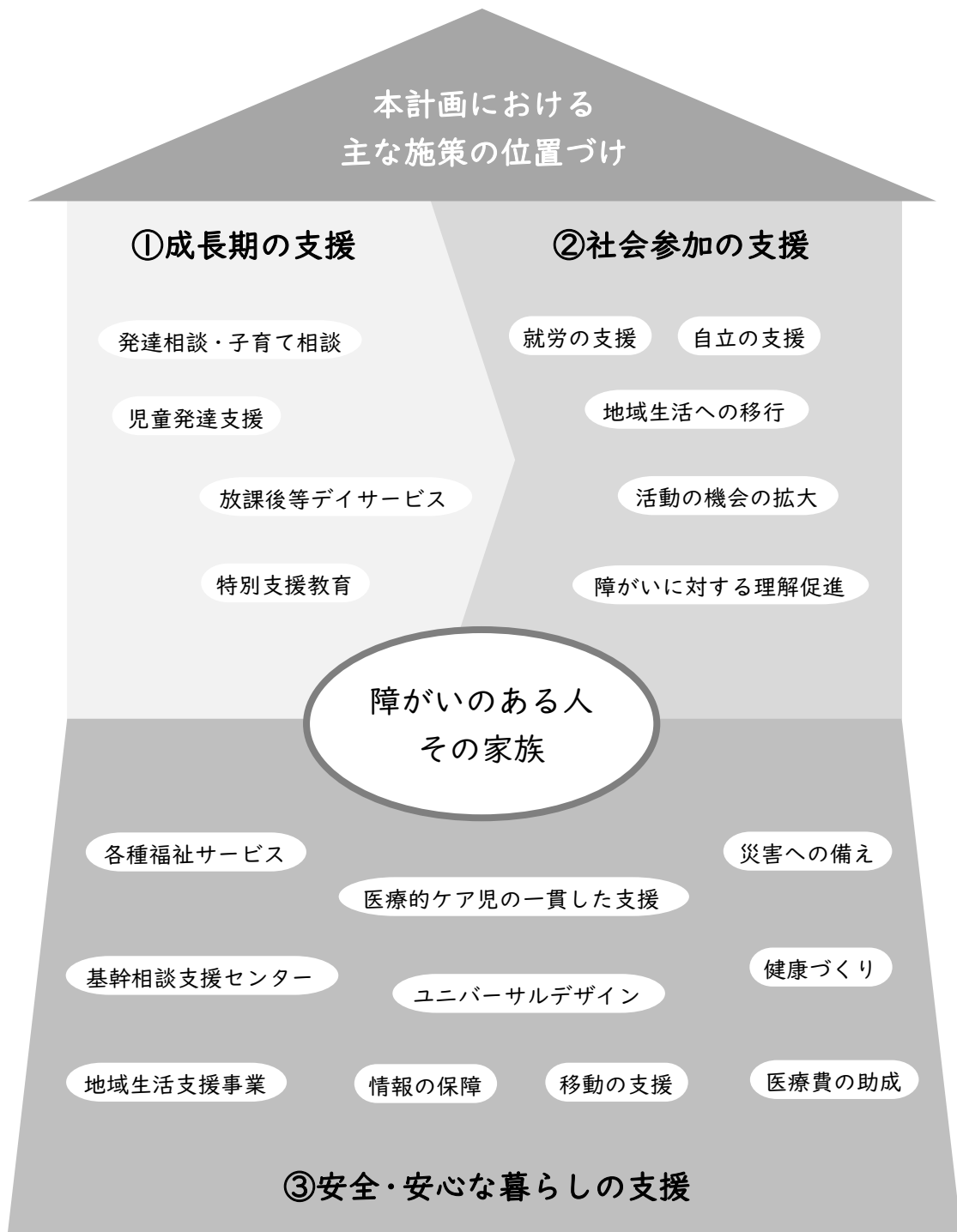


⑤-3 人員不足によるサービスの提供の制限



(3) 現状と課題

本計画の基本理念及び基本目標の設定にあたり、市の障がい福祉施策をめぐる現状や課題について、障害福祉サービスの計画相談員や障害者団体へのヒアリング、日頃寄せられる市民からの相談・意見などを踏まえて検討し、①成長期の支援、②社会参加の支援、③安全・安心な暮らしの支援の3つに整理しました。



①成長期の支援について

現状

- ・子育て世代の人口の増加に伴い、障がいがあったり、発達に特性のあるこどもの数も増えています。一方、こうしたこどもの成長を支えるための教育や療育の体制がニーズに追いついていないという意見が寄せられています。

課題

- ・療育を担う児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所の数を充実させるとともに、こどもの成長を実感できるよう、サービスの質を高めていくことが大切です。
- ・発達に特性のあるこどもに適切に対応していくため、教育（小学校等）と療育（放課後等デイサービス事業所）が連携を深めることが求められています。
- ・市子ども発達センターについて、地域の中核としての機能を担えるよう、支援体制の強化が必要です。

【関連するアンケートなどの結果】

- 児童発達支援・放課後等デイサービス利用者の保護者を対象としたアンケートでは、利用を開始するまでもっとも苦勞した点について、「通いたい事業所に空きがない・空きが少なかった」を選択した人が約2割と最多でした。また、療育先の選定や今後利用したい事業所については、「言語聴覚士など専門職の配置」を重視するとの回答が最多となりました。
- 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を対象としたアンケートでは、半数の事業所が年間を通じて利用枠の空きが無い状況と回答しています。また、市子ども発達センターが中心となり、研修や事業所間の交流の機会を実施することへの期待が寄せられました。

②社会参加の支援について

現状

- ・障がいのある人の就労支援について、一般就労につながるケースが少なく、就職しても短期間で離職するケースが見られます。また、障がいの程度が重かったり、引きこもりなどの人に、支援や情報が届いていないという指摘があります。
- ・障がいのある人が日中に過ごせる場やグループホームなどの居場所が不足し、「親亡き後」を心配する声が寄せられています。行動障害を抱えるなど障がいの程度が重たい人の場合、入所施設が少なく、見守る家族の負担が大きくなっています。
- ・障がいのある人の就労や社会参加を進める上で、障がいに対する市民の理解が進んでいないとの意見が寄せられています。

課題

- ・より適切な就労支援サービス・就労先を選択できるよう、本人の意思や能力を見極めて支援を行うことが必要です。
- ・施設整備については、開設を検討する事業者の相談に丁寧に応じるほか、障がいの程度が重たい人の入所については、千葉県と協力しながら対応を進めていきます。
- ・障がい者や合理的配慮に対する市民の理解を高め、障がいのある人が地域で暮らすことが当たり前だという「地域共生社会」の理念を広めることが求められます。

【関連するアンケートなどの結果】

- 就労支援サービス利用者を対象としたアンケートでは、就労継続支援 A 型利用者の一般企業への就職希望は約 25%、B 型利用者では約 17%にとどまっています。また、40 歳以上では就職希望の割合が大きく減少する傾向が見られました。
- 障害者手帳所持者（18 歳以上）を対象としたアンケートでは、就職活動をする場合に市に期待する取組について、「障がい者雇用などの募集・採用の情報を充実させる」との回答が最多（33%）でした。
- 障害者手帳所持者を対象としたアンケートでは、障がいのある人に対する市民の理解について、「あまり理解されていない」を選択した人が 18 歳以上で 47%、18 歳未満で 63%に上りました。

③安全・安心な暮らしの支援について

現状

- ・ 様々な支援を必要とする医療的ケア児について、一貫した支援が提供されず、本人や家族に大きな負担がかかっています。
- ・ 介助などを提供する福祉サービス事業所で人手不足が進み、人材確保も難しくなっています。
- ・ 災害時における避難方法や避難所での生活に不安が残り、安心して避難できないという声が上がっています。
- ・ 様々な福祉サービスについて、申請方法や対象者の範囲の見直し、新しい機器・サービスへの対応を求める意見が寄せられています。

課題

- ・ 医療的ケア児とその家族に一貫した支援を行うため、市の関係各課や関連する事業所が連携して対応する体制が求められます。
- ・ 福祉サービスの担い手である人材を確保するため、市として可能な支援を検討する必要があります。
- ・ 災害時の不安を解消するため、障がいや重たい人については個別の避難計画を作成するなど、不安を取り除いていくことが必要です。
- ・ 福祉サービスの内容や対象者の範囲については、長期間見直されていないものもあることから、現在のニーズを踏まえた再検討が求められます。

【関連するアンケートなどの結果】

- 医療的ケア児の保護者を対象としたヒアリングでは、市の担当窓口が複数の課にまたがるため、相談がたらい回しにされるとの意見がありました。また、こどもの介助による精神的・肉体的な疲労の蓄積、就労の制限などを訴える声が寄せられました。
- 障害福祉サービス事業所を対象としたアンケートでは、今後3年間にサービス利用人数が増加すると見込んだ事業所が半数に上る一方、減少を見込む回答はありませんでした。また、6割以上の事業所が人員不足と回答しています。
- 障害者手帳所持者（18歳以上）を対象としたアンケートでは、災害時に避難所に積極的に行くという回答は約2割にとどまり、約5割の人が「できる限り自宅にとどまる」と回答しています。自宅にとどまる理由は、「避難所での生活が不安」との回答が約5割を占めています。

3. 計画の基本理念及び施策の展開

(1) 基本理念

印西市総合計画では、将来都市像を「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」と定め、生活の様々な場面で住みよさを感じられ、将来も住み続けたいと思えるまちを理想像として掲げています。

印西市障がい者プランでは、総合計画に掲げる将来都市像のほか、「障害者の権利に関する条約」における目的及び「障害者基本法」における基本理念を踏まえ、計画の基本理念を次のように設定します。

《 基本理念 》

どんな障がいがあっても、ずっと安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

市の現状と課題を踏まえ、基本理念で掲げるまちを実現するため、第6次障害者基本計画では、3つの基本目標を設定し、10の施策を展開します。第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画については、国の基本指針に基づく成果目標を設定したほか、障害福祉サービス等の見込量を定めました。

基本目標Ⅰ 誰もが健やかに成長できるまちづくり

施策の方向性

発達に特性や遅れがあるこどもの成長を支援するため、療育のサービスを実施する児童発達支援や放課後等デイサービスの市内の事業所数の増加や専門性の向上に取り組みます。

包括的な成長支援を行うため、障がい福祉、保育、子育て、教育、療育事業所など関係機関が連携するほか、子ども発達センターが地域の中核としての役割を果たせるよう、機能強化を図ります。

【重点施策】魅力ある療育体制の整備

基本目標 2 誰にも居場所があり、生きがいを持てるまちづくり

施策の方向性

障がいのある人の自立を進めるため、就労や社会参加の支援を行います。本人の能力や意思に応じて、一般企業を含め適切な就労先を選択できるよう支援を進めます。

地域で自立した生活を送るための重層的な支援を行うほか、社会参加の機会を提供していきます。また、障がいのある人が地域で暮らし、社会参加をすることが当たり前であるという理解を広める取組を行います。

【重点施策】就労支援の充実

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくり

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、福祉サービスの提供はじめとして、相談、バリアフリー、移動・交通、情報、災害対策、医療など各分野で取組を進めます。

医療的ケア児・者にあっては、本人とその家族に大きな負担がかかっていることから、関係機関が連携して支援提供する体制を構築します。

【重点施策】医療的ケア児とその家族への支援

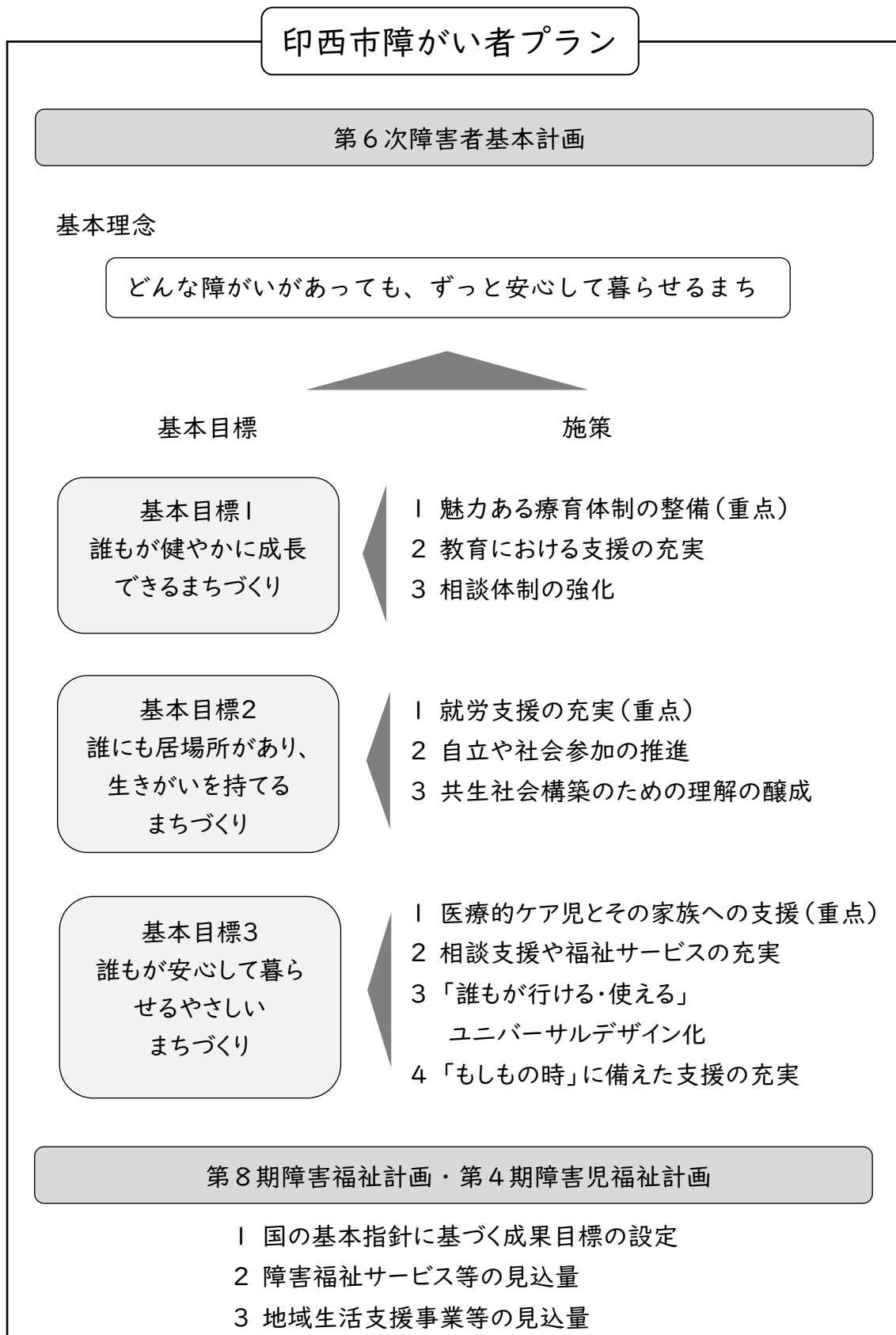
第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画

国の基本指針に基づく成果目標の設定

国が示す基本指針に基づき、7つの分野で市の目標を設定するほか、計画期間（令和 9～11 年度）の障害福祉サービスの提供量の見込値を設定します。

人口増加に伴い、サービスの提供量は今後も増加が見込まれます。そうした実態を踏まえ、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を設定します。

(3) 計画の体系

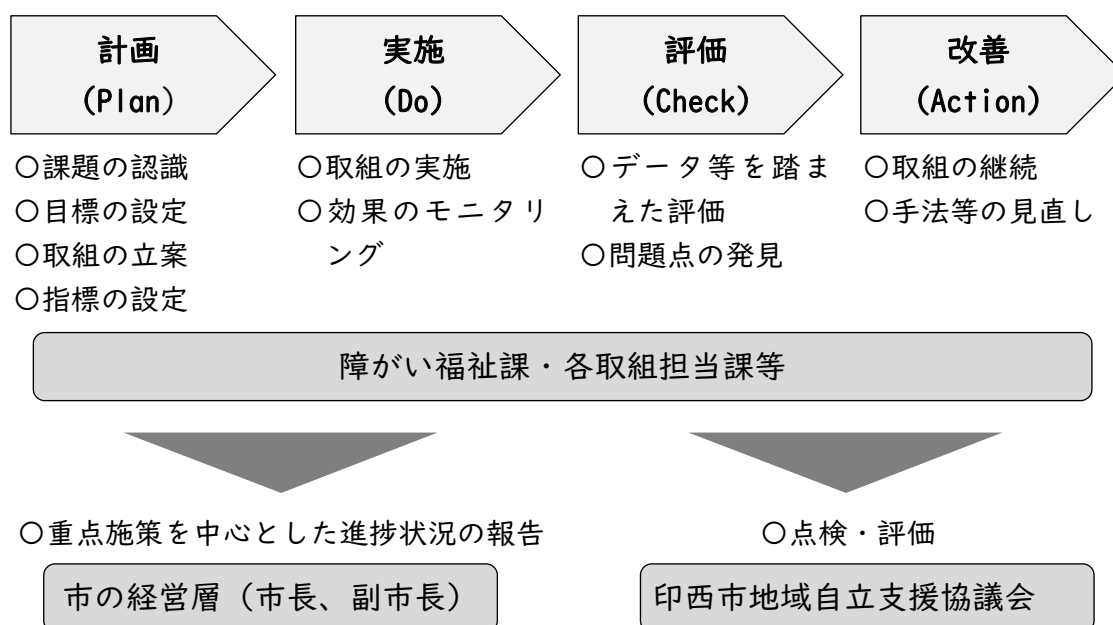


4. 計画の推進体制

(1) 計画の評価・見直し

本計画の進捗管理においては、PDCAサイクル（計画[Plan]→実施[Do]→評価[Check]→改善[Act]）を運用し、各取組の達成度や効果、改善点を明らかにしながら、効果的な計画の推進につなげます。

計画の進捗状況を市内関係各課において把握するとともに、「印西市地域自立支援協議会」にて毎年度点検・評価を行っていきます。また、重点施策を中心とした進捗状況については、市の経営層（市長、副市長）に定期的に報告を行い、指示を受けるものとします。

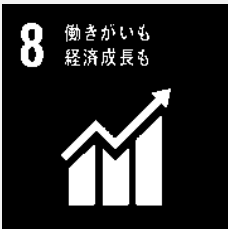


(2) SDGsの理念の共有

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された、2016(平成28)年から2030(令和12)年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。

印西市障がい者プランにおいても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」の6つを中心に、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1. 貧困をなくそう 	3. すべての人に健康と福祉を 
4. 質の良い教育をみんなに 	8. 働きがいも経済成長も 
10. 人や国の不平等をなくそう 	11. 住み続けられるまちづくりを 